

第2期北海道アルコール健康障害対策推進計画（素案）についての意見募集結果

令和3年2月24日

第2期北海道アルコール健康障害対策推進計画（素案）について、道民意見提出手続により、道民の皆様から御意見を募集したところ、2人から、延べ16件の御意見が寄せられました。御意見の要旨及び御意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

意見の概要	意見に対する道の考え方※
【重点目標】 資料集に専門医療機関及び治療拠点機関の選定の現状値(P7)の医療機関の名称及び住所を記載していただきたい。	専門医療機関及び治療拠点機関については、北海道のホームページに掲載しており、随時更新します。 D
【発生予防（一次予防）】 母子手帳の交付時に市町村と連携(P9)とありますが、ここに産婦人科の医療機関を入れることはできないか。	市町村が実施する母子手帳の交付や母親学級、両親学級等において、妊婦やその御家族に対し、飲酒が胎児や乳児に及ぼすリスクがあることなどの保健指導が行われるよう連携することとしています。 なお、産婦人科との連携については、2進行予防(2)医療の充実等(P12)に記載しております。 B
【発生予防（一次予防）】 「特定健診・特定保健指導の実施においては、医療保険者及び産業医と連携し、」(P9)と記載されていますが、健康診断実施機関の医師・保健師やソーシャルワーカーなどの名前を載せていただきたい。	特定健診・特定保健指導の実施主体である医療保険者と企業等における労働者の健康管理等を行う医師である産業医が連携し、適切な保健指導が実施されるよう促すことを目的としています。 なお、現場で活動する医師や保健師、ソーシャルワーカー等との連携も必要と考えておりますので、今後、推進会議等で実施方法等を検討していきます。 C
【発生予防（一次予防）】 アルコール関連問題に関する情報を職域・地域を含む社会全体に対し周知する(P9)と記載されているが、一般の医療機関も入っているか。	一般の医療機関も対象としています。 E
【進行予防（二次予防）】 健康診断及び保健指導(P11)の現状に「道内では保健所を中心とした先進的な取組を進めている地域があり」とあるが、この取組について、北海道として成功した事例として、評価しているものとするが、具体的な取組にこのような取組をほかの地域でも推進するよう盛り込んでどうか。	先進的な取組については、研修会で実践報告などにより、各保健所へ情報提供しております。 また、地域の実情に応じて、各保健所が取り組んでおり、必要に応じて、道立精神保健福祉センターの専門的助言をしております。 C

<p>【進行予防（二次予防）】 早期介入できる人材の育成と支援機関の連携(P11)について、具体的な内容が記載されていないため、例えば「各総合振興局内のその中核となる地域となる市町村において、保健所が連携づくりの会議を年6回行う」など具体的に記載すべきではないか。（年次計画を作成すべきとの趣旨）</p>	<p>新設の項目であり、基本指針となることから、年次ごとの取組については、地域の実情に応じて、今後、関係機関と協議し、進捗管理を推進会議で行っていきます。</p>	C
<p>【進行予防（二次予防）】 早期介入できる人材の育成と支援機関の連携(P11)について、連携づくりの対象として一般医療機関を記載していただきたい。</p>	<p>「等」に一般医療機関を含んでおります。</p>	C
<p>【進行予防（二次予防）】 医療の質の向上や医療連携の推進(P12)において、アルコールに対応できるソーシャルワーカーを育成するため、ソーシャルワーカーの職名を記載していただきたい。</p>	<p>案を一部修正しました。</p>	A
<p>【進行予防（二次予防）】 医療の充実等(P12)の医療連携の推進について、「年1回道内主要都市においてSBIRTSを実施する」等具体的に数値目標等を盛り込む必要があると考えられる。</p>	<p>新設の項目であり、基本指針となることから、年次ごとの取組については、地域の実情に応じて、今後、関係機関と協議し、進捗管理を推進会議で行っていきます。</p>	C
<p>【進行予防（二次予防）】 SBIRTSの推進の文言も入れていただきたい。</p>	<p>医療連携の推進(P12)に關係機関の連携体制の構築として、SBIRTSの推進を記載しております。</p>	B
<p>【進行予防（二次予防）】 暴力・虐待・自殺未遂等をした者に対する指導等(P13)について ① 各市町村レベルでは保健所が主体となっ て行われるものとするがそれで良いか。 ② 各地域の保健所によっては、アルコール健 康障害に対して温度差があり、連携はでき にくいと思うが、連携のためのフレームを計 画に載せるべきではないか。 ③ 自助グループ等の行う節酒・断酒と記載さ れているが、「等」にはどのようなグループ が含まれてこのような記載ぶりをしてい るか不明である。自助グループでは断酒を目標 にしており、節酒は目標にしていない。混乱 させないために節酒を目標にしているグル ープと断酒を目標にしているグループを分 けて記載すべきと考える。</p>	<p>①依存症を含め、住民からの相談は第一義的に市町村が窓口となるため、管轄する保健所と連携をしながら取り組んでいきます。 ②具体的な施策や連携体制、課題等については、計画部会や推進会議で協議していきます。 ③「等」とは、自助グループや回復施設を指しております。 また、支援の対象となる方の状態に応じて、節酒あるいは断酒に向けて、支援を行うための連携について記述しています。</p>	C
<p>【進行予防（二次予防）】 相談支援(P14)についても、一般医療機関で見過ごされ、適切な繋ぎ方が分からないという問題があるため、一般医療機関も相談窓口として機能できるような体制づくりを御検討していただきたい。</p>	<p>アルコール健康障害に係る医療の質の向上として、内科等のかかりつけ医や産業医等に対して、早期介入の手法を含むアルコール依存症等の研修を実施することとしています。</p>	B

<p>【進行予防（二次予防）】 相談支援体制の構築(P14)について、各地域の保健所によっては、アルコール健康障害に対して温度差があり、相談支援体制を構築するためには、相談支援体制のフレームが必要であるため、そのフレームを計画に載せるべきではないか。</p>	<p>具体的な施策や連携体制、課題等については、計画部会や推進会議で協議していきます。</p>	C
<p>【再発予防（三次予防）】 自助グループ等への支援(P16)について、これは会場使用料の金銭的負担も含まれていると思うが、その点について明示してほしい。金銭的負担は北海道として含まないと考えているのならば、その旨明示してほしい。</p>	<p>保健所が行っている精神保健相談と連携することを想定としているため、金銭的負担を含んだものではありません。 なお、これに限らず活動に資する支援について、今後、推進会議等で協議し、具体的な施策を検討していきます。</p>	C
<p>【その他】 第2期北海道アルコール健康障害対策推進計画を検討する上で、第1期計画の検証結果が必要と考えられるため、第1期北海道アルコール健康障害対策推進計画検証報告書を添付していただきたい。</p>	<p>令和2年度第1回北海道アルコール健康障害対策推進会議において、各関係機関の計画実施状況等を確認し、協議しております。 また、当会議の資料については、北海道のホームページにおいて、公開しております。</p>	D
<p>【その他】 回復資源が乏しい地域にオンラインなどを活用する。</p>	<p>今後、推進会議等の協議の際の参考意見とさせていただきます。</p>	C

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等